

答 申 第 90 号  
令和5年3月22日

奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良県個人情報保護審議会  
会長 毛利 透

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分の審査基準について（答申）

令和5年3月13日付け法文第480号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

#### 記

「法第78条第1項第6号（審議、検討等に関する情報）関係」の2の（1）から（3）までの記載の情報は、例示であることを明示すること。

その他については、妥当である。